

成年後見センター検討会の取組み内容について

1 構成

碧南市手をつなぐ育成会、NPO 法人ハートフルあおみ、碧南市民生委員児童委員協議会、碧南市地域包括支援センター、碧南市社協地域包括支援センター、碧南ふれあい相談支援事業所、愛知県弁護士会、リーガルサポートあいち、愛知県社会福祉士会

事務局：市福祉課、高齢介護課

2 内容等

日程	主な検討内容等
H26年6月	【第1回検討会】 県内の成年後見センター設置状況確認 碧南市の成年後見センターの方向性について
H26年7月、8月	【先進地視察】(知多、豊川、田原)
H26年9月	【第2回検討会】 成年後見センターに求める機能について
H26年10月	【アンケート調査】 成年後見制度の認知度等調査(対象：高齢者、障害者)
H26年11月	【第3回検討会】 調査分析 成年後見センター設置先について
H27年2月	【成年後見制度講演会開催】 講師：講談師、弁護士 対象：高齢者、障害者、一般
H27年2月	【第4回検討会】 法人後見受任対象要件、決定方法 他の相談機関との役割分担
H27年5月	【第5回検討会】 他の相談機関との連携方法 市民後見人について

3 今後の流れ

H27年7月	・成年後見センター設置に向けて（その1） 広報方法の検討
H27年9月	・成年後見センター設置に向けて（その2） （仮称）碧南市成年後見センターの設置について
H28年4月	・成年後見センター設置

4 詳細

【第1回】（平成26年6月24日開催）

- ・成年後見センター設立に向けて検討していくことで、全員異議はなし。
- ・成年後見制度の仕組みや制度利用などの説明会を行うべきである。
- ・説明会などの回数を重ね、保護者へ理解してもらうことが大切である。
- ・先進地視察で、設立の経緯や対象者などを確認したい。

【先進地視察】（平成26年7月22日、8月7日）

NPO 法人知多地域成年後見センター、豊川市成年後見センター（社協）、田原市成年後見センター（社協）を視察した。

- ・設置の経緯は様々であるが、どのセンターも必要不可欠な事例がありセンター設立に至っている。
- ・職員体制は知多の NPO は専任で27人、豊川市、田原市の社協は専任は1人であり、社協では業務の引継ぎなどが課題となっていた。
- ・職員1人あたり受けれる法人後見には限度があるので、社協では事案は増えるが職員は増えず苦慮しており、市民後見の検討をしている。

【第2回】（平成26年9月19日開催）

(1) 先進地視察の結果を踏まえて成年後見の方向性について議論した。

- ・成年後見センターはセーフティネットの役割を担い、センターができることで権利擁護の基盤ができる
- ・碧南市で成年後見センターを設立するには NPO は現実的には難しい。社協にした場合は、市民後見も併せて検討していく必要がある。

(2) 成年後見センターに求める機能について議論した。

(内容)

- ①総合相談窓口

- ・ 広く市民の相談を受けられる場所
- ・ 相談の入り口から出口までしっかりフォローできる場所
- ②市民への啓発
 - ・ センターが何をする場所なのかを広く周知する
 - ・ 成年後見制度などについてわかりやすく伝える
- ③他機関との連携
- ④現場の支援員への相談・支援
- ⑤セーフティネット
 - ・ 経済的困窮者などの法人後見受任
- (3) 成年後見制度認知度調査と啓発活動について議論した。
 - ・ 障害児者の団体、高齢者（老人クラブやいきいきサロン参加者）に対し成年後見制度認知度のアンケートを行い、現状を把握する。
 - ・ 成年後見制度については、知らない人が多いため制度についてわかりやすく講演会などで周知していくべき。（時期は今後検討する。）

【アンケート調査】（平成26年10月実施）

- ・ 高齢者、育成会会員、あおみJセンター通所者に対し、財産管理などの将来の不安や成年後見制度の認知度等について調査を実施。
- （検討会での意見）
 - ・ 本人の希望は、家族（配偶者や子ども）に財産管理などを任せたいと思っているが、実情はそれが困難であったり不適切なこともある。
 - ・ 成年後見制度の必要性を理解してもらうための必要性を理解してもらうための周知が必要である。いろいろな機会での勉強会が必要である。

【講談師と弁護士による成年後見制度講演会】（平成27年2月3日）

- ・ 参加者は245名（障害者、高齢者の当事者及び家族、支援者、行政機関等）
- ・ 講談師が実例をもとに成年後見制度の利用について講談を行った。
- ・ 弁護士からは成年後見制度の説明を行った。
- （アンケート結果より）
 - ・ 大変好評であった。
 - ・ 成年後見制度の理解をしている人は受講前では半数以下であったが、講演により9割以上の方が理解できたと答えている。

【第3回、第4回】（平成26年11月21日、平成27年2月25日）

検討結果

- (1) 設置（委託）先について

- ・社会福祉協議会に依頼をする。

(NPO を立ち上げすぐに信頼を得るのは不可能である。社協は市民に広く認知されており信頼されている。居住地からも近く、地域の実情もよく把握しており相談支援事業等と連携しやすい。)

(2) 成年後見センターと各相談窓口（相談支援事業所）との役割分担
(相談支援事業所)

- ・最初の相談を受ける場所
 - ・成年後見に対しての個別の啓発
 - ・困難事例の対応
- (成年後見センター)

- ・支援員に対しての相談・支援
- ・全体にむけての周知、啓発活動
- ・市民後見の養成
- ・法人後見受任

(3) 法人後見受任対象要件

- ・低所得者や困難事例など後見人のなり手がいない人

(低所得者の人はほとんど後見人は無報酬になり、弁護士、司法書士、社会福祉士もボランティア的に受けているが、件数が多くなるとやりきれないため)

(4) 法人後見受任に対しての決定方法

- ・専門家や行政機関のメンバーで構成された運営委員会等において決定する。
(運営委員会にて、成年後見センターの監視機能を担ってもらう)

【第5回】(平成27年5月21日)

(1) 他の相談機関との連携方法

- ・成年後見センター利用の流れは別紙のとおり
- ・基本は相談支援事業所、包括支援センターから必要に応じて成年後見センターへつなぐ。成年後見センターに直接来所された方で、相談機関につながっていない人はつなげていく。

(2) 市民後見人について

- ・成年後見のニーズは今後増えてくると思うが、市民後見人に対してはまだまだニーズは少ないのではないか。
- ・家庭裁判所でも、いきなり市民後見人をつけるのは難しいという判断であった。バックアップ体制が必要ということである。
- ・早急に行うものではないが今後の課題として、市民後見人というものを意識していく。
- ・法人後見として受けたときに生活支援員のような人がまず必要である。